

平成 29 年度

社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会事業計画書

基本計画

少子高齢化の進展や人口の減少に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、家族内の介護機能の低下や近隣関係の希薄化などが問題となっているなか、地域においては生活困窮、ひきこもり、消費者被害など地域からの孤立によって起こる様々な生活課題が深刻化しています。

また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

そのようななか昨年度に引き続き、地域住民とともに行政や関係機関が協働し、地域全体で支え合うまちづくりの指針として、北秋田市は地域福祉計画、社会福祉協議会は地域福祉活動計画を、行政・社協一体となって策定を進めます。また、自立相談支援事業「北秋田くらし相談センター」や家計相談支援事業の実施に重点を置くとともに、日常生活自立支援事業や地域ネットワーク事業等の地域福祉事業の実績を活かし、北秋田市、各関係機関と連携を図りながら、多様な問題の解決に向けて取り組みます。

一方、北秋田市第 6 期介護保険事業計画において当会が選定された「特別養護老人ホーム」が 6 月に事業開始となります。施設入所待機者の緩和を図るとともに、質の高いサービス提供を目指し安定的な事業経営に取り組みます。今後、ますます厳しくなる介護保険事業の経営には早急な改善が必要となっています。経営改善には、職員の意識改革と経営基盤の強化を優先に、事業、組織体制、財政面を検証し、必要な改善策を講じることに努めます。

平成 28 年 3 月 31 日に成立・公布された社会福祉法の改正は、組織のガバナンス強化とともに事業運営の透明性の確保や、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みが責務となりました。地域福祉を推進する中核的な組織として、これまで以上に地域の福祉課題・生活課題に即応した福祉活動の開発・実践に取り組みます。

福祉ニーズが増大し多様化するなか、地域福祉を推進する主体は、地域組織、市民活動グループ、社会福祉法人、福祉サービス事業者をはじめ市民一人ひとりです。これらさまざまな主体と互いに交流し、連携することにより、これまで以上の大きな活動展開

が図られるよう、さらなる地域福祉の醸成を目指します。

今年度の重点目標

- ① 住民参加・協働による地域福祉事業の推進
- ② 地域における支え合いの仕組みの構築
- ③ 地域に根ざした総合相談・援助体制の確立
- ④ 社協会員の加入促進
- ⑤ 生活困窮者への相談支援の強化
- ⑥ 介護保険事業の経営改善
- ⑦ 人材育成と教育システムの確立

活動方針

1、会務の運営

- ① 定款に基づき、適正な法人運営を図るため、理事会、監査会、評議員会を開催します。特に理事会については法人の執行機関としての機能を強化します。また、正副会長会議、各地域福祉センター運営委員会、総務委員会、企画委員会、地域のニーズに対応した事業の推進や各種規程の見直しについて取り組みます。
- ② 先駆的な事業を実践している社会福祉協議会の視察や他の法人の運営する施設の現状や経営について学び、今後の取り組みに生かすため役員、評議員研修を計画します。
- ③ 内部監査として役員監事3名により、半期毎に財務と業務の監査を実施し、定期的に公認会計士による指導を受け、経理の透明性の確保と専門的観点から財務状況の分析を行い、明晰な会計処理を行います。

また、制度改革に伴う会計監査人の設置について準備を進めます。

■ 正副会長会議	随時
■ 理事会	年 3回
■ 評議員会	年 3回
■ 監査会	年 2回
■ 各地域福祉センター運営委員会	年 2回
■ 総務委員会	随時

- 企画委員会 随時
- 役員・評議員研修 年 1回

- ④ 現場第一主義に基づいた業務改善による経費の縮減を図ると共に継続的に事業評価やコスト把握の上になった財政計画を策定します。
- ⑤ 公費財源や自主財源の確保など安定的な経営に努めます。
- ⑥ 組織体制の見直しを図ります。

- 法人経営会議 月 1回
- 運営会議（各センター、施設） 月 1回
- 苦情解決会議（各センター、施設） 月 1回
- 安全衛生委員会（たかのす、ケアタウン） 月 1回
- 看護専門部会 月 1回
- 感染症対策委員会 月 1回

2、総合企画・啓発活動

- ① 「第13回北秋田市社会福祉大会」を開催し、広い分野から多くの住民に参加いただき、住民の福祉意識の高揚を図ります。
- ② 本会の事業、地域の福祉活動、在宅福祉サービス、介護サービス、無料法律相談に関する情報を提供するため社協だよりを年6回発行します。
- ③ ホームページを充実させ、情報提供機能強化に努めます。また、更新を随時実施して最新の情報提供を行います。
- ④ 社協会員の加入について、住民の皆さんに社協の会員制度について理解いただくように努め積極的な加入促進を図ります。
- ⑤ 社会福祉法人が持つ人材や施設・設備などは、地域の「大きな力」であり「大きな財産」です。社会福祉法人の地域公益活動を推進するにあたって、社会福祉法人と社会福祉協議会の連携・協働を推進します。

3、福祉を支える人づくり

- ① 住民のニーズに対応し、問題の解決を図るためには、福祉関係機関、団体とネット

ワークを形成するとともに、小地域ネットワーク活動を支える近隣協力員の育成を図ります。

- ② 住民の多様な相談にきめ細かにトータルで対応できる体制をつくるためには、職員の専門性の確保とレベルアップが求められます。住民の複雑化・多様化した相談に適切に対応できるよう計画的に職員研修を実施するとともに資格取得を奨励します。職員研修として新人職員を対象とした「新任職員研修」や、法人内の他事業所を経験する「職場交換研修」、管理職を対象とした「リーダー研修」を実施するなど次の世代を担う人材育成に努めます。
- ③ 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムとして社協独自の「介護職員初任者研修」を実施するとともに、高校生を対象と長期休みを利用した研修を昨年度に引き続き実施し、介護の現場を支えるマンパワーを安定的に確保できるよう努めます。
- ④ 福祉教育として、将来を担う子供たちを対象として、地域のさまざまな事柄やさまざまな人とのふれあい、体験を重ねることで思いやりの心を育むことを目的に『福祉体験学習』『ボランティアスクール』を開催します。高校生を対象とした『インターンシップ』（就学体験学習）を受け入れます。
- ⑤ 地域のボランティア活動を推進するため、ボランティアグループ及び個人、連絡協議会の活動を支援します。ボランティア活動に関する情報・資料の提供の他、連絡・調整など個々の活動の強化とネットワークづくりに取り組みます。そのためにも、「ボランティアセンター」の機能・役割を強化します。また、多くの住民にも福祉活動に参加していただくよう『ボランティア養成講座』を開催します。
- ⑥ 市内の児童・生徒の福祉に対する理解と関心を深め、やさしさや思いやりの心の醸成を図ることを目的に「福祉教育応援事業」を実施します。

4、健康と生きがい、仲間づくり活動の推進

- ① 住民の関心の高い介護予防の一環として、地域における交流の場や地域住民が気軽に参加できる福祉活動の場としての『いきいきサロン』を実施します。高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加促進を図り、誰もが健康で生き生きとした老後を送れるよう地域全体で支援できる仕組みづくりに取り組みます。
- ② 「いきいきサロン」や「除雪」など、住民が住み慣れた地域で相互に協力する事業に、会費や寄付金を財源として助成する「地域福祉活動支援事業」を実施します。

- ③ 介護保険制度についてはわかりにくい点も多く、実際、要介護状態になってから制度のしくみを理解することは大変なことから、元気なうちから介護保険や介護施設についての知識を身につけることも一つの介護予防としてとらえ、健康体操、歯の健康などのプログラムも取り入れた『介護予防教室』を地域に出向いて開催します。
- ④ 住民のニーズに対応するため、介護の基礎を習得するための『介護教室』を開催します。
- ⑤ 介護者は介護の大変さから疲れや強い負担感を感じている人も多く『介護者のつどい』を開催し、介護者支援を実施します。

5、地域福祉活動の推進

- ① 北秋田市からの受託事業「自立相談支援事業」「家計相談支援事業」を受託し相談支援活動を実施します。更なる支援強化を図るために、社会的孤立の防止と地域の生活課題の発見や日常生活圏域での生活支援の取り組みとして、地域住民・民生委員・商工会・企業・社会福祉法人等と連携を強化し、地域ニーズに応じて新たな社会福祉活動の拡大に努めます。
- ② これまでの地域とのネットワークや個別支援の実践を基礎に、「地域に出向くこと」を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。
- ③ 全市を対象とした全職員による『全戸訪問活動』を今年度も継続して実施します。「あなたとご家族のお困りごと、何でもご相談ください」をスローガンに社協職員が地域に出向き、地域の問題を一緒に考え、実践を積み重ねながら、社協への信頼が高まるよう努めます。相談事項の解決については、行政、民生委員・児童委員をはじめ、関係機関とも密接な連携をとりながら取り組みます。活動を通じて得た情報をネットワーク構築につなげ、地域で見守る環境を整えるとともに職員による定期的な訪問を行い見守り活動を進めます。
- ④ 障がいのある方が地域で安心して生活を送れるように障がいに対する正しい理解の普及は重要であり、一人ひとりの障がいに適した支援のネットワーク、見守りが構築できるよう関係機関と連携しながら、さまざまな機会を通じて啓発を図っていきます。『特定・障害児・一般相談支援事業所』の機能を強化します。

- ⑤ 災害ボランティア団体事前登録制度を充実させるため、市内の法人、団体、企業とのネットワークを広げ、顔の見える化を図りながら災害研修等を通じて、地域防災力の強化を推進します。
- ⑥ 「地域福祉活動支援事業」及び「地域福祉活動スタート支援事業」の活用を広く呼びかけ、自治会・町内会での居場所づくりの普及と、住民が主体となって地域課題の解決に取り組む仕組みづくりを協働で進めていけるよう、支え合い事業の展開に努めます。
- ⑦ 「地域支え合い体制づくり事業」から助成を受け、いきいきサロンや要援護者を対象とした買い物支援のためのマイクロバスを活用していただきました。今後も地域の支え合いを推進するにあたって、再度住民へ事業の周知を行うとともに、自治会町内会、民生委員・児童委員と連携し、要援護者等の実態把握、相談、見守りなどを通してニーズへの支援活動を行います。
- ⑧ 民生委員・児童委員、消防本部と連携しながら、一人暮らし高齢者世帯等の自宅を訪問し、火災警報器の設置や避難経路の確認を行う『火の元点検事業』を実施します。
- ⑨ 近年の経済状況の悪化により、経済問題で悩んでいる方も増加しているため、低所得者層等を対象とした『たすけあい資金貸付事業』の情報提供を行い、周知を図ります。併せて定期的な訪問により、世帯状況の把握に努めます。県社協からの委託事業である『生活福祉資金貸付事業』についても市町村社協の役割が重要になっており、必要に応じて資金紹介や他制度へのつなぎなどの相談支援を強化します。また、相談者が気軽に相談できる雰囲気づくりやたらい回しにならないよう関係機関と連携しながらワンストップサービスをめざします。

■ たすけあい資金運営委員会 随 時

- ⑩ 市からの委託事業として『福祉の雪事業』『外出支援サービス』『食の自立支援事業』『家族介護用品支給事業』『緊急通報システム事業』等の在宅福祉サービスを今年度も継続して取り組みます。
- ⑪ 日常生活で直面する法律的諸問題の相談に、専門的立場にある弁護士が相談を受け持つ、無料法律相談を継続して開催します。
- ⑫ 地域において認知症の方が増加している状況から、医療と介護の密接な連携のもとに適切なサービスを提供できるよう努めます。本人及び家族を支援するためには住民の理解も不可欠なことから、『認知症ケア講座』を開催します。「認知症介護指導

者」の資格を取得した職員を地域に派遣し、認知症に対する住民の理解を深めるようにします。

- ⑬ 認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、温かく見守る仕組み作りとして各関係機関、地域住民の協力のもと「認知症高齢者等見守りネット事業」（一人ひとりが見守り隊）を実施しております。今年度は、更に登録に向けた協力依頼を積極的に推進し、有事の際の早期発見のしくみ作りに努めます。
- ⑭ 県社協から委託を受けている「日常生活自立支援事業」が、基幹型社協方式から全市町村社協実施方式へ移行するにあたり円滑な引き継ぎを行います。また、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためにも、この事業の周知、PRを積極的に実施します。

6、介護保険事業の円滑な推進

- ① 居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業、居宅療養管理指導、通所介護事業、訪問入浴介護事業、短期入所生活介護事業、福祉用具貸与事業、認知症対応型共同生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、介護老人保健施設、通所リハビリテーション事業、特定福祉用具販売事業、特定施設入居者生活介護事業の介護保険事業については引き続き地域福祉事業との融合により、地域とのつながりを生かして、高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、質の高い介護サービスを提供します。また、長年計画していた特別養護老人ホームが完成いたしました。安定した施設経営を確立するとともに、地域において愛される温かで明るい福祉施設を目指します。
- ② 安定した介護保険事業を継続するために、経営改善に取り組みます。職員の生産性の向上を目標に掲げながら、定年まで永続性のある働き方を職員とともに検討し無期雇用転換制度の導入を行います。
- ③ 要介護者の人格を尊重するとともに、法令を遵守し、要介護者のために忠実に職務を遂行するよう努めます。
- ④ 職員が誇りや安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。介護職員の処遇改善についても賃金の改善及び非正規職員から正規職員への登用や、各種職員研修を実施するとともに処遇改善に努めます。
- ⑤ 介護サービスは利用者の方が安心して、自分が望む自立した生活を継続して実現す

るための支援であり、そのためには、利用者の方の安全を確保し、安心感を持ってもらうために、職員の意識、技術、対応能力などの高い専門性が求められます。利用者の方の尊厳を大切にするという理念のもと、職員教育の徹底を図ります。

- ⑥ 職員の資格取得についても積極的に推奨し、レベルアップに努めます。
- ⑦ 今後を見据えて、多数の事業所間で効果的な人事交流を行い、各人が培ってきた能力やネットワークを活用し、住民との更なる信頼関係の構築に繋げていきます。
- ⑧ 介護施設が地域の拠点として、住民に活用されることは開かれた施設づくりとしても重要であり、もてる機能を住民に還元できるよう有効な活用に努めます。
- ⑨ 在宅でも安心して安全な生活が送れるよう常に利用者の立場にたった相談援助、情報提供、介護サービスの提供に努めます。
- ⑩ 全事業所において、真摯に苦情解決に取り組み改善に努めるとともに第三者委員制度を活用し、利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護と事業所への信頼確保を図ります。

■ 苦情解決第三者委員研修会

年 1回

- ⑪ 職員のリスクに対する意識を高め、リスクマネジメントの徹底を図ります。苦情とヒヤリハットは小さな事柄でも常に報告し、苦情解決委員会で分析の上、再発防止に努めます。
- ⑫ 感染症予防として感染を未然に防止し、早期発見と的確な対応、行動ができるよう感染症マニュアルの徹底を図ります。感染症予防研修会への参加、職員一人ひとりへ落とし込みを行い、危機意識を高めるように努めます。また、医師の指導のもと感染症対策委員会、看護専門部会を定期的に開催し、非常時に迅速に対応します。
- ⑬ 社会福祉施設などで腰痛発生件数が近年増加していることから、当法人でも、積極的に腰痛予防対策に努めます。
- ⑭ 職員の感染症予防として、インフルエンザの予防接種を実施し、利用者及び職員の健康管理に努めます。

7、指定管理施設の適切な運営

指定管理施設については、市の条例及び関係法令等に基づき、公平で透明性のある運営を行い、市が求める指定管理業務を確実に実施します。施設の有効活用、サービスの拡大及び充実、地域の連帯意識の高揚を図るとともに効率的運営かつ管理運営費の削減

に努めます。

また、すべての指定管理施設が平成 29 年度で指定期間満了となります。平成 30 年度からの指定管理者選定に向け、申請を早い段階に検討します。

〔施設名〕

- 北秋田市地域福祉センター
- サテライトステーションつづれこ
- 北秋田市阿仁養護老人ホーム「もろび苑」
- 北秋田市森吉生活支援ハウス
- 老人憩いの家「ことぶき荘」
- もろびこども園
- ケアタウンたかのす
- サポートハウスたかのす
- 補助器具センターたかのす

8、児童福祉の推進

- ① 市からの委託事業として、児童館の運営に取り組み、明るく楽しく遊べる場の提供と地域における子育て支援の拠点として児童館の機能の充実を図ります。地域住民との交流も積極的に推進します。
- ② 市からの委託事業として、子育てサポートハウス「わんぱあく」の経営に取り組み、就学前、小学校低学年の児童の一時預かりや病児・病後児の保育サービス、子育ての悩み等に関する各種相談など子育て支援事業を推進します。
- ③ 市からの指定管理事業として、もろびこども園の経営に取り組み、就学前乳幼児への「児童発達支援」、就学児童への「放課後等デイサービス」を行い発達支援事業を推進します。
- ④ 昨今、社会問題になっている児童虐待についても地域福祉推進の立場から共通の認識を持ち、虐待の早期発見や対応について学び、子供を守る取り組みを推進します。

9、共同募金運動の推進と地域福祉活動の充実

年々募金額の減少に反比例する形でニーズが高くなり、地域福祉を推進していく民間財源としての役割を十分果たしていくためには、募金額の右肩下がりの流れに歯止めを

かけ、上昇に転じるよう共同募金運動の活性化を図っていくことが急務となっています。

秋田県共同募金会では「募金百貨店プロジェクト」として企業等から協力いただき、赤い羽根共同募金への寄付つき商品・企画を創り上げ募金の増加を図るとともに赤い羽根のPR活動を行っております。北秋田市内の企業等に1社でも多く参加いただくためにも、訪問など協力依頼を積極的に推進します。

また、8回目となる「公募による市民活動応援事業」を実施します。この事業については社協だよりに掲載し、参加する団体を募ります。公募による助成申請、プレゼンテーション（事業説明）方式による公開審査を行い、透明性を図りながら、共同募金の地域福祉活動における役割の明確化を図ります。

共同募金改革のねらい「自分の町を良くするしくみ」として、今年度も多くの団体や住民の参加を得て地域全体で共同募金運動に取り組みます。